

懇談テーマ1【持続可能な自治会活動について】

持続可能な自治会活動（少なくとも10年後の地域を想像した）について、市の見解を伺いたい。

①自治会活動としては、自治会未加入世帯の加入促進を謳っているが、市職員に未加入、脱会者があるとのこと。任意であるため問題視は出来ないが…。

②自治会活動・運営の情報交換、アイデア出しを、行政はどこまで支援できるのか。（期待は？…）

1)楽しい活動

2)加入促進

3)地域防災

4)楽しい介護、8050、認知症

5)地域活性化exふれあいの丘・那須庁舎跡地

③市の姿を示して欲しい。また、地元選出市議とも懇談してみたい。

④地域の活動の担い手になるべき、若い人（40代～60代）の参加が少ない。また、役員のなり手が少ない。（勤め人のため）

【回答】

防災・防犯をはじめ環境保全など、自治会が担う役割は多岐にわたっており、安心して暮らせる住みよい地域社会づくりにおいて、「共助」の役割を果たす自治会は必要不可欠な存在となっている。

現在、市民のライフスタイルや家族構成の多様化に伴い、自治会の加入率は減少傾向をたどっている。各自治会において、それぞれの工夫により、独自に未加入世帯への呼びかけ活動を行っているものの、自治会の必要性や加入するメリットなどを理解してもらえずに、なかなかうまくいかず苦慮しているという声を多数聞いている。そのような中、①の質問で「市職員に自治会未加入者、脱会者がある」とのことについては、自治会は、地域住民のコミュニティとして地域における問題解決や交流を図る場であるので、市職員はもとより全ての地域住民に加入していただくことが重要であると考えている。ただ一方で、自治会は任意の団体であり、加入や脱退は個人の自由意志で行うことが可能である。

市としては、本市における市職員の多くは自治会活動等に参加しているものと考えているが、地域における自治会の役割や必要性等について職員への周知を図り、自治会活動への積極的な参加を促していきたい。

次に、②「自治会活動・運営の情報交換、アイデア出しを行政はどこまで支援できるのか」については以下のとおり。

「1）楽しい活動」については、お祭りなどの自治会行事に対し、参加を呼び掛ける周知を行うなどの支援は可能と考えるため、市に個別にご相談いただきたい。

「2）加入促進」については、個別に各自治会への協力活動を行うことは難しいと考えるが、市広報紙に特集記事を掲載し、自治会加入の促進を図る等の取組は行っているところである。

「3）地域防災」については、本市では全自治会における自主防災組織の結成を目標としており、現在166自治会のうち128自治会で結成され、結成率は約77.1%となっている。未結成の自治会に対しては、引き続き自主防災組織結成に向けての働きかけを行っていくが、大田原地区では41自治会のうち11自治会が未結成の状況のため、ぜひとも自主防災組織の結成をお願いしたい。

また、本年4月には、市民の防災意識を高めるため「防災ハザードマップ」を配付した。今後も、各自治会からの要請による防災講話等の出前講座を開催したり、防災士養成講座を実施することで、地域の防災リーダーの育成に努めていく。

「4) 楽しい介護、8050、認知症」については、少子高齢化が進行し、社会が複雑になる中で、「在宅での介護や看護の負担軽減の問題」、「8050問題と言われる、長年引きこもる子供とそれを支える親に関する社会問題」、「認知症に対する理解の促進や認知症の方に対するケア」など、新たな課題について、地域社会をあげて対応することが求められている。令和6年3月に改訂した大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「あんしんプラン」では、基本理念として「住み慣れた地域の中で、いつまでもいきいきと、安心して暮らせるまち」の実現を図ると定めており、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指していく。また、市では、地域内における情報交換や議論の場をつくるため、「生活支援体制整備事業」を実施している。この事業では、自治会のほか、見守り組織、社会福祉協議会、民生委員など地域活動の担い手である様々な立場の皆様に参加いただき、第2層協議体という話し合いの場を設置している。第2層協議体では、様々な地域課題や地域づくり活動について自由に議論しているので、自治会活動の課題などについても、第2層協議体における話し合いの議題としていただきたい。市としても、第2層協議体における住民の皆様との議論の進展に寄り添いながら、地域づくり活動の実現に向けた支援をしていきたいと考えている。

「5) ふれあいの丘・那須庁舎跡地などによる地域活性化」について、まず、「ふれあいの丘」は令和3年4月に新型コロナの影響で今後も収益が見込めないと指定管理者が運営を辞めたことや、経年劣化に伴う修繕等に相当な費用が掛かることから、ふれあいの丘の宿泊施設である「青少年研修センター」は休館となっている。今年度は、青少年研修センターの新たな利活用を含むふれあいの丘全体の利活用の事業提案を受けるサウンディング調査を実施し、その結果等を踏まえ、令和7年度以降の運営方針を決定することとしているので、地域の皆様に受け入れられ、地域活性化につながるものとなるよう努めていきたい。

なお、那須庁舎跡地については、次のテーマの中で回答させていただく。

次に、③の質問について、地元選出市議との懇談を希望される場合は、大田原市の議会事務局にご相談いただければと考えている。

次に、④の質問について、地域の活動の担い手になるべき40代から60代の方の自治会活動への参加が少ないことや、勤め人が多く役員のなり手が少ないという問題については、ライフスタイルの変化のみならず、社会全体の変化に起因する課題として、全国的にも取り上げられているところである。自治会活動の持続可能性を高めることは、地域づくりに欠かせない大変重要な課題と認識しており、課題解決に向けた取組等の事例について、大田原市区長連絡協議会が行う役員視察研修や自治会長の研修会において採り上げ、市と大田原市区長連絡協議会ははじめ自治会長の皆様と情報共有を図っていきたいと考えている。

【再質問】

加入促進について、最近新興住宅ができていますが、自治会に加入しないところがあるので、できれば市の方から斡旋業者を通じて、自治会加入についてのバックアップをしていただければありがたい。

【回答】

新築のアパートや分譲地ができた場合、アパートの建設業者と分譲地の開発業者には、市からチラシ等を持参し、自治会加入の協力依頼をしている。

新たに転入した方についても、市民課の窓口で、自治会加入のチラシを配り、市としても加入促進を図るいくつかの取り組みを進めている。

【再質問】

できれば、それぞれの自治会加入の申込書なども一緒に配っていただければありがたいのだが。

【回答】

担当課に話したい。区長連絡協議会の役員会が年数回開かれるので、このような取り組みはできないかという意見を、区長会長を通して出していただき、その中で情報共有した上で検討することとしたい。

【回答】

自治会加入の問題は、各地区の市政懇談会でも問題になっている。そこで、これから調査して取り組んでいきたいことがいくつかある。

県内の自治体で、自治会加入者に、地元飲食店等で割引の特典等があるカードを発行しているという情報をいただいた。各懇談会の中で、自治会加入者になった場合、メリットとして何があるのかという話が出ていたので、大田原市で取り組めることは何か、先進事例を調査して考えていきたい。

県内を見てみると、自治会の加入率が80%以上の市町がある。何があって80%以上の加入率を誇っているのかという調査を行い、区長連絡協議会の役員会やこれからの会議の中で、そのテーマについて話し合いをしていきたい。

【再質問】

自治会加入の問題で、いくつか疑問点がある。例えば市や社協の募金について、自治会加入者は、自治会で一律的に負担しているが、未加入者は負担していない。消防団活動助成金は半強制的に軒数によって募金を出すことになっている。この辺の矛盾について、市はどの程度実態を掴んでいるのかをお聞かせいただきたい。

【回答】

募金の矛盾の問題については、実際に各自治会で個別に徴収しているのか、一括して自治会費の中から支出しているのかという調査はしていない。

消防団の助成金については、それぞれ地区によって消防費の額が違うということは把握しているが、これらのことについても、区長連絡協議会等で議論テーマとして挙げていただき、意見をいただきながら、市としてもどのような形で支援できるのかを検討をしていかなければいけないと考えている。

【再質問】

募金自体が駄目ということは言っていない。自治会に加入していない人が負担しないことをどう捉えているのか伺いたい。

【回答】

そこには矛盾は生じるだろうと考えている。

【再質問】

この質問の中での楽しい介護8050認知症について、現状とともにお願いを申し上げたい。

楽しい介護というのは全くの皮肉めいたことである。ここ2、3年は、9060になってきている。この90歳の方を介護している60代の方が、病気で介護が必要になるというケースが、近辺の自治会や私の自治会でも起きてきているが、そのときは、民生委員や中央地域包括センターの皆さんと知恵を出し合って対応を進めている。

60代の未婚者が非常に多いという現状がある。介護保険制度に入るまでの、年金受給前の方たちが、福祉的な介助が必要になるケースが予想され、自治会長、民生委員、地域の方たちの力ではとても賄いきれない事態が出てくると思われる。

そこで要望として、社会福祉士や介護など、福祉の専門職の方をもう少し増やしていた

だき、何かあったときにすぐ対応できるようなシステムを作っていたらと思う。

【回答】

先ほど生活支援体制整備事業の中で、第2層協議体という話をしたが、地域の見守り活動を中学校単位で行っており、大田原市では12の協議体で行っている。

大田原地区では、紫塚地区、西部地区、東部地区等で行っていただいているが、社会福祉協議会が中心になり、民生委員や地域の方々と、災害も含めた様々な地域の問題を協議しながら、地域で見守り活動の対応をしていくというものである。

先ほど話がいったように、専門職を地域のコーディネーターとして置かせていただいているが、そちらの充実についても、今後実情に合わせて検討していきたい。

【意見】

私の自治会でも見守り活動は非常に熱心だが、見守りをしている方が既に介護保険適用になっている場合もある。高齢者が高齢者を見守るのは、お互い元気になるのでいいのだが、あと5年後10年後には、見守りが必要な方がいても見守る方がいないということが出てくるので、その辺についてどのような方法があるか協議していただけたらと思う。

【意見】

私の自治会の場合は、脱退者が多い。若い人が脱退するのかと思うとそうではなく、年をとると自治会の役員が回ってきたときに迷惑をかけるからということで、高齢者が脱退している。

そのようなことから、先ほど提案があったように、見守りや介護などは専門職制度にして、自治会とはあくまでもその地域の全体の親睦とか友愛を求めただけであって、行政の方からはいろいろな仕事は流れてこない、という形にしていただければまた少し違ってくるのではと思う。

懇談テーマ2【龍城公園付近の活用や跡地活用について】

大田原市の市街地にある龍城公園付近の旧消防署跡地や蛇尾川緑地公園の活用方法について伺いたい。

また、旧那須庁舎跡地の利用計画について、屋台会館建設の実現性を含んだ具体的な方向性やその原資等について伺いたい。

【回答】

消防署跡地については、現在、龍城公園や龍頭公園の駐車場として利用している。また、中心市街地で行われる屋台祭りや与一まつりなどの大規模なイベントや近隣小学校の学校行事の際に来場者用の駐車場が不足することから、臨時駐車場として利用している。消防署跡地については、現在のところ整備する計画はないが、今後とも皆様にご利用いただけるよう、維持管理に努めていきたいと考えている。

蛇尾川緑地公園については、スポーツ施設としてソフトボール場やサッカー場、ゲートボール場、また、多目的に利用できる広場が設置されており、年間を通して子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の方が利用している。蛇尾川緑地公園の整備計画については、現在のところ新たに施設整備の計画はないが、公園施設の長寿命化計画に基づき設備の更新を行っていくとともに、定期的な芝刈りや除草作業、施設の修繕などの日常管理を行い、引き続き良好な公園環境を提供できるように努めていきたいと考えている。

次に、旧那須庁舎跡地の利用計画について、跡地の概要は以下のとおり。

本年4月に県と市有地との交換により、現在は市の普通財産として管理している。周辺にはトコトコ大田原や中央多目的公園など公共施設が近接している市の中心市街地に位置している。

敷地面積は3,645.37㎡の宅地で用途地域は商業地域となっている。形状はほぼ四角形で北側には市道中央103号線、西側及び南側には同じく市道住吉町101号線に接している。

跡地の利用計画については、個別の施設を具体的に検討する「調査研究グループ」を立ち上げ、今後の方向性について検討を開始した。さらに今月末には、公募により民間事業者から広く意見や提案を求め、民間事業者と市が意見交換を行うためサウンディング調査を実施する予定であり、全国の民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことで、対象事業の情報収集を幅広く行う予定である。

次に、屋台会館建設の実現性を含んだ具体的な方向性やその原資等については、トコトコ大田原や中央多目的公園など中心市街地のにぎわいが戻りつつある中で、屋台会館の建設により歴史文化の伝承や地域間交流等の促進が図られることが必要であることは承知している。

一方では6月議会の一般質問でも答弁したとおり、小中学校や文化施設及びスポーツ施設等の多くが老朽化しており、その対策が急務となっている。

屋台会館の必要性は重々承知しているが、まずは子どもたちの教育環境を整えるための施設改修事業などを優先的に実施し、屋台会館の建設のあり方については、引き続き調査研究をしていきたいと考えている。

また、実現には民間活用が必要であるとも考えられるため、その維持管理の手法や活用方法についても慎重に研究していきたい。

【再質問なし】

懇談テーマ3【空き家の防犯対策について】

中央通りと寺町通りの交差点南側付近の建物（廃屋）が危険で、火災や犯罪などの防犯の面から何らかの対策が必要である。他にも地域内に空き家が多くなってきているが、空き家の防犯対策について、市の見解を伺いたい。

【回答】

空き家の防犯対策について、中央通りと寺町通りの交差点南側付近の建物については、所有者等を既に特定していることから、適正に管理するよう複数回改善を促している。しかし、未だ改善には至っていないため、適正に管理するよう文書にて通知していく。

なお、人命等に被害が及ぶおそれのある空き家の場合は、「緊急安全措置」として、建築物の飛散防止等の措置を市が応急的に行うことや、近隣及び周辺道路等に危険が及ぶ空き家の場合は、「特定空き家等」に認定し、行政代執行という形で解体する方法もある。ただし、個人の財産に直接介入をすることになるので、慎重に対応するべきと考えている。

地域内の老朽化した空き家については、空き家の管理責任は所有者にあることから、市としては、先ほど申し上げた建物と同様に、所有者を可能な限り特定するとともに、粘り強く、適正に管理するよう改善を促していきたい。

また、生活環境保全の観点から、市では警察署、消防署等の関係団体と連携し、防犯活動を行っている。そのほか防犯上有効な手段として、住民同士の連帯意識の高さをアピールすることが効果的であることから、各自治会単位での自主防犯組織の立ち上げ等についてもお願いしたいと考えている。

【再質問】

現在の市内の空き家の軒数というのは何軒ぐらいなのか。

【回答】

以前に市で調査したところ、約1,000軒程度となっている。ただそこに住んでいるか判断しづらいところもあり、あくまでも現場を確認して、そこには人が住んでいないだろ

うと見たところが1,000軒程度である。

その他別の統計上の推計等で試算すると、1,400軒程度あるのではないかと捉えている。その中でも、かなり荒れた空き家については、自治会長や近隣住民の方から別途市では情報をいただいております、現地を確認して状況等を判断している。

【再質問】

空き家問題は、具体的に火災の心配や、壁が落ちて危ないなどがある。例えばそこは小学校の学童の待合場所ということで、個別に市にお願いして対応した経験があるが、個別に対応していただけるのか。

【回答】

状況を見て対応していきたいと思っている。

例えば台風が近づいてきて、屋根が今にも飛びそうだというときは、消防に依頼して、屋根を打ち付けて当面の間飛ばないようにするなどの対応をする。

まずはご連絡をいただき、市の職員が現地に向かい、そこが通学路なのか、破損の状況はどうか、近隣に所有者や相続人がいるのかなどの調査を行う。相続人がいるということであれば、その方に責任があることを連絡して、ご理解いただくところが最初の対応である。

所有者や相続人が何らかの事情で対応できず、非常に危険だという場合は、緊急安全措置というものを取ったり、カラーコーンを置いて入れないようにしたりするなど、その場所ごとにいろいろな工夫をして対応している。

【再質問】

空き家対策でお尋ねしたいのだが、空き家の定義とは何か。

人が1年、2年住んでいないということなのか、それとも年数に関係なく、もう崩壊してしまう可能性があるのが空き家なのか、その空き家の定義がよくわからない。また、空き家を持ち主が放置している理由はなぜなのか、その具体的な内容は何か。

【回答】

空き家については、例えば電気のメーターが回っていないなど、そのようなところでしか判断できない。翌月行ったら誰かが引っ越してきていることもあり、常に空き家かどうかという把握は難しいと思われる。そのため市では、市内全域を回って、電気や水を使っていないところを含め一旦調査し、ここは現在使われてないだろうというところを抽出して空き家と認識している。

放置している理由というのは様々だと思われる。例えば親御さんが亡くなり、親御さんの所有物が空き家になったというところがある。

また、相続放棄などで既に所有者が誰もいなくなっているというところがあるが、それはやはり調査してみないとわからないことである。

空き家の特別措置法ができた関係で、税務情報やいろいろな個人情報をも市の職員が確認できることになったが、調べた結果、理由は様々である。

【再質問】

一番迷惑がかかるのは地域である。地域の訴えで役所が動くのだろうと思うが、それでも持ち主が空き家を放置するのは、費用がかかるからだと思う。

空き家を解体する費用が高いと負担できない、また、上の建物をなくせば固定資産税が増えてしまうなど、制度の問題点が数多く残っていると思う。役所から県や国に挙げないと、いつまでたっても地域の方たちに迷惑だと思うので、ぜひ動いていただきたい。

【回答】

建物を壊した場合でも、小規模住宅用地等の課税標準の特例が適用されるという制度もできている。ただ、適用がずっと受けられるわけではないので、どこかの時点で非住宅用地になり税金が高くなる。空き家問題は、いろいろ制度もできているので、制度も活用しながら市としても取り組んでいきたい。

今の原則の考え方として、誰がその空き家を適正に管理するのかということ、所有者ということになる。確かに経済的な問題はあるが、その一方で個人の財産であるため、その調整が難しいところである。

今後解決していくためにどのような方法があるか、これからも検討していきたい。

【再質問】

ここに載っている建物は古いのだが、その隣はやはり空き家で、市の所有になっていると思われる。その後ろに日本赤十字社の所有地があるのだが、現在日赤の所有地は、一般社団法人の団体が子供の遊び場として借りて使用しているそうである。そこを大田原市が未来創造戦略的に居住地にしてはどうか。

【回答】

その土地は、日本赤十字社本社と協議してきたところである。市で取得したいという提案をしていたが、協議中にコロナ禍になってしまい、今は中断している状況である。あの土地を市で取得して、道路側の家屋も市で寄付を受けて、日赤の土地も取得できればと思っている。あそこは袋路になっているため進入路がないので、市で取得した土地を更地にすれば、少し広く使うことができる。併せて今回テーマに挙げられたところをどうにかしたいと考えているので、今後取得し、取得した後の活用についても今後検討していきたい。

懇談テーマ4【ゴミ集積場の管理について】

学生及び外国人等の住居アパート等が地域内に多くあるが、ゴミ集積場の周りがいつも汚い。決まった日にゴミ等を出さないで、好き勝手な日にゴミを出している。不動産会社等の管理がずさんである。（学生・外国人等の居住者は、地域の自治会に加入していない）

市ではどのような対策をしているのか伺いたい。

【回答】

ごみステーション（ごみ集積所）については、利用される方や不動産管理会社等において、清掃管理を適切に行う条件のもと、ごみステーション設置申請により、市が設置を認めている。

ごみ分別収集カレンダー等に基づいて分別して出されたごみは、市が責任をもって回収している。

アパート等における学生や外国人等へのごみの出し方の周知については、外国語版も含めたごみ分別収集カレンダー等により、不動産管理会社を通して周知をしているが、清掃管理が徹底されていない箇所については、ごみ収集委託業者からの通報により、その箇所の把握に努めている。

委託業者から通報のあった箇所については、市において状況を確認し撮影した上で、随時、不動産管理会社を訪問し、ごみステーションの清掃管理や入居者への周知徹底を強くお願いするなど、改善に向けた対策を行っている。

恒常的に汚れているごみステーションを把握した場合には、個別に対応していくので、生活環境課にご相談いただきたい。

【再質問】

アパート、マンション等を管理している会社は何社かあり、管理が行き届いている会社もあるのだが、ゴミが放置されて道路や歩道の方までゴミが出ている状況になっているところもある。

そこでお願いしたいのは、3月4月ぐらいに新たに入る学生や一般の企業の方などに、不動産会社はどのような指導をしているのか、報告してもらったらどうか。最低でも年に1回はゴミの収集管理についての指導結果などを市に報告してもらわないと、実際には入居者が1年で変わる場合もあり、徹底されないと思う。少なくとも半年か1年に1回は、不動産管理者に、入居者に対してどのような指導をしているのかという報告をもらっていただきたい。

【回答】

新たに分譲地やアパートが建った場合は、ゴミステーションの設置について管理会社から申請をいただき、新たにゴミステーションを設置している。そのときには必ず管理会社の方が窓口に来るので、具体的な内容をお願いしている。

ゴミの分別収集カレンダーやゴミに関するパンフレットがあるので、適切に入居した方に渡していただけるよう直接話している。

管理会社については、それぞれにアンケートを取ったことはないが、何らかの対応をしていきたいと考えている。

【再質問】

言ったままで終わらず、ぜひフォローしていただきたい。本当にそのとおりの指導をしているのか、年に1回か半年に1回など、実際に文書で報告してもらうことにすると非常にありがたい。

現実には、ゴミが散らかっていて非常に困っている。自分でもゴミ出すときには拾っているが、全然間に合わない。やはり環境美化は非常に大事であり、みんなが心がけるべきだと思う。そこに住んでいる住民、特に学生に言いたいのだが、直接言っても何も聞かないので、不動産会社の指導をぜひお願いしたい。

【回答】

確かにアパートなどは、いろいろな方が入居しているので、管理会社としても管理が難しいところはあると思うが、やはり周りの方に迷惑をかけないことが基本なので、引き続き指導していきたいと考えている。

管理がそれでもずさんなときは、個別に市が管理会社に直接出向いて、指導やお願いをしているので、生活環境課にご連絡いただければ対応していく。

【再質問】

今のことに関連して、例えばゴミステーションは私の方で6か所あるのだが、管理者を決めて、自治会の方から年間1万円払っている。私のところは、抜けた人でもゴミステーションを使っていいということにしている。例えば自治会費で運営している私どものゴミステーション管理では、自治会員ではない人にゴミステーションを使ってはいけないと言えるのかどうか。それは自治会に任せるということであれば、それはそれでいいのだが、市としてどんな考えなのか教えていただきたい。

【回答】

法律的な規制はなく、自治会に加入しなければゴミステーションを使わせてはいけないという決まりがないので、使わせないということが現在はできない状況である。そのため、自治会の方で取り決めというか、約束事でそれぞれ個別に対応をしていただいているとこ

ろが現状である。

【意見】

自治会費は払っていないのに、会費を払っている方と同じく利用できるというのは矛盾しているような気がするので今回聞いてみた。他の地域の皆さんはどう考えているのかわからないが、区長会等で話してみたいと思う。

【再質問】

ゴミステーションに関しては、自治会の管理ではなく、地域住民10世帯から15世帯くらいのところが代表者を決めて、市に申請し、そこで市から了解を得られれば、ゴミステーションが設置できると私自身は理解している。その申請をするときに、自治会の保健委員の方の推薦などを書くところがあると認識している。

自治会としてはゴミステーション問題が一番大きな問題であるため、ゴミステーションの問題で自治会長に話が来たときに、それは自治会の問題ではないという話をしている。法律的に決められていないということではあるが、ゴミステーションを責任持って管理するというので申請しているので、できれば行政の方から強い指導していただければありがたい。

【回答】

会長の言うとおり、（アパート等の自治会未加入者の）ゴミステーションについては申請者が管理をすることになっている。

新設などの設置申請をする場合には、ゴミステーションの管理責任者を決めていただき、実際にその民地を使う場合には、土地の所有者の方の同意も必要になる。またその申請をするときには、使用者の名前なども必要になり、その中に環境衛生推進員の確認ということで名前を記入していただくところがある。

そのような形で、自治会ではなくて申請者というところで管理をお願いしている。

【再質問】

くれぐれもお願いしたいのは、行政の方で指導していただけるとありがたいということである。

【回答】

市では、廃棄物の監視員が、ほぼ毎日市内を循環している。

ゴミステーションが汚れていたり、違うものがあつたりする場合、監視員から報告をもらうこともしている。また、収集業者には、収集できないゴミはイエローのステッカーを貼っていただいております、とても目立つような状態になっている。そのようにひどい場合には市にも連絡があるので、ゴミステーションの管理者に対して指導をしていきたい。

懇談テーマ5【荒町中央通りの公衆トイレ設置について】

荒町中央通りに公衆トイレの設置をお願いしたい。
イベント等を行うと多くの方が訪れ、トイレが不足するため、自由に使えるトイレを都市施設公園（トコトコ大田原向いの公園）の隅に設置していただきたい。

【回答】

トコトコ大田原向いの公園は、周辺環境をよりよくするためのポケットパークとして整備され、ベンチ、健康遊具及び車止めが設置されている。

公園の面積は144㎡で、幅が最大約6.3メートル、最小約3.8メートル、延長が約25メートルと細長い台形状の敷地となっている。

現在、一般的な公衆トイレを設置する場合、男性用に大便器1基と小便器1基、女性用に大便器2基、多目的トイレに大便器1基が最低限必要であることから、これらの条件を満たした公衆トイレを建設するためには、スペースが不足しており、ご要望の箇所に、公衆トイレを建設することはできないものと考えている。

公園の周辺には、トコトコ大田原内のトイレや中央多目的公園内に2か所の公衆トイレがあり、また、与一まつりや屋台祭り等の大規模なイベント開催の際には、仮設トイレを会場周辺に設置していることから、今後とも、イベントの際には、チラシや案内看板などでトイレの場所を周知していきたい。

【再質問】

現在の敷地面積では設置は無理だということはわかった。しかし、ポケットパークも整備されてから年数が経っているので、健康遊具の除却年数からすれば、将来は撤去してもいいものも出てくると思う。そのときを考えた返事が欲しかった。

【回答】

その公園は大変細長い土地の形状で、最大幅が6.3m、延長で25mである。市で基本的に整備する公衆用トイレの使用の標準というものがあり、そのトイレを作ると、幅が大体6.3m、奥行きが4.2m程度の細長い長方形の形のものになる。ただ、そこに基礎が入ってくるため、それより大きくなるということと、通常トイレから出入りするために目隠しをつけることから、その幅をここで取るのが難しいということで答えさせていただいた。従って、この場所に限っては、公衆用トイレの設置は常設では難しいという考え方である。

【回答】

こちらの整備は、平成20年からの中心市街地活性化基本計画の時期に整備した。そのとき私は整備計画から整備まで担当していたので、経緯を説明すると、この従前は個人の商店だったが、市道拡幅に伴い移転をしていただき、その残地がこの土地である。

中心市街地活性化基本計画の中にはここを整備するという計画は一切載っておらず、ただ残地ができてどうするかということで、当時、ポケットパークしかないだろうという考えになった。当時、地元の中心市街地活性化協議会に諮り、意見を聴取した。そのときトイレという話もあったと思うが、そのときの意見では場所的にトイレにふさわしくないという意見もあった。

健康器具を置いたのは、その当時も問題となっていた中心市街地に住んでいる方の高齢化が進んでいたということがある。中央通りを県で整備して歩道も広くなり、お年寄りの方が散歩して休む場所を通り沿いに作りたい、金燈籠にもポケットパークがあるが、この辺にもあってもいいのではないかとということで、また狭い中でベンチだけというのも意味がないから健康器具をつけることにしようという経緯があり、今の形になっている。

【再質問】

今お話があったが、現在第2期の中心市街地計画を実施している。

第1期のときにはやはりポケットパーク云々という話はあったが、そこに室内のトイレも必要だと。イベントをやるときに仮設トイレで対応はできるが、外にもあってもいいのではないかと、1期のときも話をした。そのとき、その方向性で今の健康遊具に変わっていったと思うが、先ほどお願いしたのは、その健康遊具の除却の年数が切れれば対応できるのではないかとというお願いである。

【回答】

現在バリアフリーでのトイレ設置が公共施設で義務付けられており、その土地の形状では難しいということで答えさせていただいているので、ご理解いただきたい。

健康遊具は除却できるかどうかというのは、詳しく調べてみないとわからない。

【再質問】

そこを利用している方が何人いるのかも調査して、そのような話をしてくれればよいのだが、利用者はあまりいない。そこに必要性がなければ、除却年数が過ぎれば撤去すべきだと思う。

【回答】

現状利用していないということであるが、危険性や費用の面もあるので、除却についても検討はさせていただきたい。

併せて、公衆トイレが仮にそこにできた場合には、どのくらいの利用者があるかというところも考えないと、経費の問題なども出てくる。スペースの関係でできないという現状で、それ以上のことは今の段階で申し上げられないが、そのような形でまたご意見があれば検討させていただきたい。